

保護者 様

県立神戸聴覚特別支援学校
校長 柏 早 苗

大雨・洪水・暴風等の警報発表時の処置について（お願い）

本校では、気象警報発表時の登校について、下記のように対処しますのでよろしくお願ひします。

記

- 1 「神戸市」に、午前6時の時点で、大雨(土砂災害・浸水害)・洪水・暴風等の警報（特別警報を含む）が発表されている場合は臨時休業とする。
[例] 「神戸市」に大雨警報が発表されました。
(1) 居住地域の市町に警報が発表されていなくても臨時休業とする。
- 2 「神戸市」に警報が発表されていない場合は授業をおこなう。
(1) 居住地域の市町に警報が発表されている場合は家庭学習とする。
(2) 通学経路の市町に警報が発表されている場合は家庭学習とする。
- 3 登校途中で警報を知った場合は、ただちに帰宅する。
- 4 授業中に警報が発表された場合は、学校長が状況を判断し適切な処置をとる。この場合、家庭連絡をおこなう。
- 5 寄宿舎生については、自宅を出発する時点で居住地域の市町、通学経路の市町もしくは学校所在地（神戸市）に警報が発表されている場合、午前6時まで自宅で待機し、その後上記の1～3の基準に従う。

放送等で用いられる名称		含まれる市町村（二次細分区域）
一次細分区域	市町村等をまとめた地域	
北 部	但馬北部	豊岡市 香美町 新温泉町
	但馬南部	養父市 朝来市
南 部	北播丹波	西脇市 篠山市 丹波市 多可町
	播磨北西部	宍粟市 市川町 福崎町 神河町 佐用町
	阪 神	神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町
	播磨南東部	明石市 加古川市 三木市 高砂市 小野市 加西市 加東市 稲美町 播磨町
	播磨南西部	姫路市 相生市 赤穂市 たつの市 上郡町 太子町
	淡路島	洲本市 南あわじ市 淡路市

<警報の確認方法>

- ①サンテレビで確認する。
- ②NHK総合テレビ（デジタル）のデータ情報（気象メニュー）で確認する。
- ③インターネットの気象庁サイト（気象警報・注意報）で確認する。

http://www.jma.go.jp/jp/warn/332_table.html

- ④上記で確認できないときは、学校に電話する。

令和2年4月14日

保護者様

県立神戸聴覚特別支援学校
校長 柏 早苗

交通スト時等の幼児児童生徒の処置について(お願い)

- 1 JR、山陽電鉄、山陽バス、神戸市営地下鉄の全部がストを予定している時は、午前6時を基準として
 - ① 全部がストを決行している場合は、臨時休業日とする。
 - ② 一部がストを決行している場合は、平常授業を行う。(給食なし)
ただし、ストを行っている交通機関を通常利用している児童生徒は家庭学習とする。
 - ③ 全部がストを中止している場合は、平常授業を行う。(給食なし)
- 2 JR、山陽電鉄、神戸市営地下鉄以外の交通機関がストを予定しているときは、決行、中止にかかわらず平常授業を行う。(給食あり)
ただし、午前7時現在で、通常利用している交通機関がスト決行中の場合、該当の児童・生徒は家庭学習とする。
- 3 交通機関が事故等の場合も、上記に準ずる扱いとする。

地震時の幼児児童生徒への対応について(お願い)

- 1 登下校中の対応
 - ① 交通機関を利用する児童生徒は、各家庭で通学路を確認し、学校に届け出をする。
(緊急災害時の避難訓練場所・連絡カード)
 - ② 連絡方法について、あらかじめ担任と決めておき、困ったときは、その連絡方法を使う。
 - ③ 揺れが収まった後、自宅に戻るか学校に避難するかについては、原則として近いほうを選ぶ。
 - ④ 途中で避難している児童生徒や移動中の児童生徒の安全確保については、保護者と学校が連携してあたる。
 - ⑤ 各家庭で避難場所を打ち合わせておく。

* 登下校中の対応については、地震時以外も同様にする。
- 2 次の災害に備えて
 - 二次避難** 必要に応じて、福田小学校(広域避難場所)に二次避難をする。
但し大規模な津波発生の可能性が生じた場合にはより高台にある千鳥が丘小学校に二次避難する
 - 生徒の引渡し** 緊急連絡カードにより保護者への連絡 引渡しカードにより引き渡す。
(連絡がつかない児童生徒は待機)